

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について
（事務連絡）

計 109 枚（本紙を除く）

Vol.1 330

令和6年11月28日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3996)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和6年11月28日

各都道府県介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る
運用マニュアル等の発出について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和6年8月2日老認0802第1号、老高発0802第1号、老老発0802第2号通知。以下「8月2日通知」という。）にて、制度を実施する上での留意事項等をお示ししたところです。

同通知にあるとおり、本制度における介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、厚生労働省において運営するシステム（以下「本システム」という。）により行うこととしているところ、「介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について」（令和6年8月2日老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡。以下「8月2日事務連絡」という。）において、本システムの運用開始に向けた今後のスケジュールや、各都道府県担当者及び各事業所等において御準備いただく作業の詳細等をお示ししたところです。

今般、8月2日事務連絡にてお示した、本システムの運用マニュアル等について、別添資料のとおり作成するとともに、各事業者に周知するためのリーフレットを作成いたしました。各都道府県及び介護保険関係団体におかれましては、本システムの運用開始に向け、管内の市町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して、遺漏なく周知いただくよう、お願いいたします。

なお、8月2日通知において、本システムの名称について「介護事業財務情報データベース（仮称）」としていたところですが、別添各資料内にあるとお

り、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」とすることとしましたので、あわせて申し添えます。

(添付資料)

別添1 【介護サービス事業者経営情報データベースシステム】操作マニュアル
(介護事業所向け) 詳細版

別添2 介護経営DBかんたん操作ガイド (ファイル登録版)

別添3 介護経営DBかんたん操作ガイド (画面入力版)

別添4 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表 リーフレット

別紙5 介護サービス事業者経営情報データベースシステム
GビズID取得等の手引き

(操作方法動画の掲載先URL)

<https://www.youtube.com/watch?v=8yYa2tckrGw>

なお、上記の操作マニュアル、リーフレット等は厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

にも掲載しております。